

川口市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の策定及び改定

ア 平成25年4月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行。

目的：病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性がある新感染症に対して、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小限となるようにすること。

イ 国は平成25年6月「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定し、埼玉県においても平成26年1月「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。本市においても政府行動計画や県行動計画との整合性を確保しつつ平成26年11月に、「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

ウ 平成30年4月1日の中核市移行に伴い、川口市保健所を設置したことから、平成30年12月保健所設置市として市行動計画を改定した。

(2) 主な改定内容

行動計画は、基本的な構成として、新型インフルエンザ等の「発生段階」を6段階に区分し、それぞれの発生段階において講ずる主要対策を7つ定めている。

今回の改定においては、主要対策として「サーベイランス・情報収集」を新たに加え、主に「サーベイランス・情報収集」「予防・まん延防止」「医療」の項目に保健所設置市として関わる内容を記載した。

○発生段階

1. 未発生期
2. 海外発生期
3. 国内発生期
4. 県内発生早期
5. 県内感染拡大期
6. 小康期

○主要対策

1. 実施体制
2. サーベイランス・情報収集
3. 情報共有
4. 予防・まん延防止
5. 予防接種
6. 医療
7. 市民生活及び市内経済活動の安定確保

ア サーベイランス・情報収集

サーベイランスにより、いずれの発生段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し、判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者や市民に速やかに還元することにより効果的な対策に結びつけることを記載した。

イ 予防・まん延防止

県内発生早期から、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置のほか、患者の同居家族等の濃厚接触者に対する健康観察、外出の自粛要請等感染症法に基づく措置を行うこと。また、市民、事業所、学校等に対して、感染予防策の徹底を要請することなどを記載した。

ウ 医療

県や地域の関係機関との連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の確保に向けて調整・検討を行うこと。新型インフルエンザ等が海外で発生し、専用外来を設置した場合に帰国者・接触者相談センターを市保健所に設置すること。入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、その移送体制の整備について責任を持つとともに原則として市が移送を行うことなどについて記載した。

川口市における
新型インフルエンザ等対策の取組について

実施内容

研修等 日 時	参 加 機 関	内 容
防護服着脱訓練 平成 30 年 11 月 5 日	保健所職員（疾病対策課、管理課、地域保健センター）(20) 消防局 (2) 市内感染症防止対策加算 1 医療機関 (6) 南部保健所 (2) 計 30 名	講義「一類感染症の感染防護」 実技「着脱訓練」 講師：国際医療福祉大学医学部感染症学 加藤 康幸 教授
新型インフルエンザ 連絡訓練 ①平成 30 年 11 月 9 日 ②平成 30 年 11 月 13 日	・厚生労働省・県・市（保健・危機管理部門） ・医師会・新型インフルエンザ専用外来協力医療機関及び入院医療機関	メールを用いた連絡訓練 ①海外発生期 ②国内感染期
所内防護服着脱訓練 平成 30 年 12 月 18 日	保健所職員（所長、疾病対策課） 計 9 名	DIF フード着脱訓練 説明：(株) ノルメカエイシア営業部 次長 鈴木 一裕 氏 防護服着脱訓練
成田空港検疫所 情報伝達訓練 平成 31 年 2 月 13 日	検疫所・市保健所	健康監視システム実地訓練 （感染症サーベイランスシステムを用いた情報伝達訓練）

発生段階ごとの対策の概要

段 階	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
状 況	海外を含め発生していない	海外で発生(国内では未発生)	国内で発生(県内では未発生)	県内で発生(患者の接触歴を把握可能)	県内でまん延(接触歴を把握できない)	患者発生が減少 流行はいったん終息
対 策 的 目 的	発生に備え体制の整備	国内発生に備えた体制の整備	県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・健康被害を抑制 ・市民生活、経済活動への影響を最小限に抑える	・市民生活、経済活動の回復 ・流行の第二波への備え
実 施 体 制			川口市新型インフルエンザ等対策調整会議			市対策本部の廃止
サ ー ビ ー 情 報 収 集	通常のサーベイランスの継続		患者全数把握・集団発生把握の強化		通常のサーベイランスの継続 再流行を早期に探知	
	国や県から情報収集					
共 有 情 報 提 供	電話相談窓口の設置					
	市長コメント等により注意喚起・情報提供					
ま ん 防 延 ・ 防 止	基本的な感染対策の普及・啓発					
	県からの要請により、学校及び公共施設等の使用制限の要請					
予 防 接 種	特定接種の実施 (医療従事者等への先行的接種)			住民接種の実施(予防接種法に基づき全市民を対象に実施)		
	住民接種の実施 (特措法等に基づき全市民を対象に実施)					
医 療	地域医療体制の整備					
	患者への対応等					
	医療機関への情報提供					
経 済 生 活 活 動 及 び 市 内 確 保	市民・事業者への適切な行動の呼び掛け及び要援護者対策の実施					
	生活関連物資等の価格の安定策及び要援護者への生活支援					

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置